

「宍原荘 短期入所事業 重要事項説明書」

あなたに対する短期入所事業サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1, サービスを提供する事業所

名 称	社会福祉法人 玉柏会
所 在 地	静岡県静岡市清水区入船町 11 番 1 号
電 話 番 号	0 5 4 - 3 9 4 - 0 3 1 1
代表者氏名	理事長 海野和雄
設 立 年 月	昭和 4 9 年 1 2 月 1 8 日

2, 利用施設

事業所の種類	短期入所事業
指定日	平成 18 年 10 月 1 日
事業所の名称	短期入所事業所 宍原荘
事業所番号	静岡県 第 2214260065 号
事業所の所在地	静岡県静岡市清水区宍原 3 6 2
連 絡 先	電話番号 0 5 4 - 3 9 4 - 0 3 1 1 ファックス 0 5 4 - 3 9 4 - 0 3 1 2 e-mail sisiharaso@po4.across.or.jp
管 理 者	施設長 濱崎宣雄
主たる対象者	知的障害者
事業と定員	短期入所事業 4 名
開設年月日	平成 18 年 10 月 1 日

3, サービスの目的・運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人玉柏会（以下「事業者」）が設置運営する短期入所事業所宍原荘（以下「事業所」という）が短期入所事業（以下「事業」という）を行うにあたり、適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活支援員その他の従業者（以下「従業者」という）が要支援状態にある知的障害を持つご利用者（以下「ご利用者」という）に対し、適切な短期入所生活支援を提供する事を目的とする。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の理念に基づき、生活の安定及び充実を困難としている障害者が利用し、日中活動の場と生活の場を分離し、自立的に地域生活を送れるよう支援することを目的とする。

(2) 事業の運営方針

- ・この事業は、ご利用者の介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受ける事が一般的に困難になった者の内、伝染疾患を有しない者であって、集団生活に著しく支障をきたすおそれのない者を対象とする。
- ・この事業は、ご利用者の身体及び精神の状況並びにその位置に置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行う。
- ・事業所は、ご利用者の人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
- ・事業所は、地域との結びつきを重視し、関係市町、他の障害者施設、その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者と密接な連携を図るものとする。
- ・事業所は、自らその連携する事業所の質の評価を行い常に改善を図るものとする。
- ・以上5つの項目の他、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する省令（平成18年法律第171号第2章43条）並びに短期入所（平成18年法律第171号第6章）に定める法令等を遵守し事業を実施するものとする。

4、サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	生活棟	鉄骨造	3階建
		訓練棟	鉄筋造	2階建
		作業所（かりん）	鉄骨造	平家建
		地域交流ホーム	鉄骨造	2階建
	棟名	延べ床面積		
	生活棟	4716.3 m ²		
訓練棟	765.5 m ² （1階 469.6 m ² 2階 295.8 m ² ）			
作業棟（かりん）	163.5 m ²			
地域交流ホーム	293.2 m ² （1階 159.5 m ² 2階 133.7 m ² ）			
敷地面積	15,217.2 m ²			

(2) 主な設備

1、生活棟

1階 管理ユニット

名称	箇所・個数	備考
受付	1箇所	
相談室	1箇所	
職員室	1箇所	
会議室	1箇所	
多目的室	1箇所	
便所	4箇所	1箇所多目的トイレ（オストメイト有）
大浴室	1箇所	

特殊浴槽	1 台	浴室内
個 浴 室	1 箇所	脱衣室内
エレベーター	2 台	1 台 26 人用（ご利用者用） 1 台 6 人用（職員・業者用）1 階～3 階
洗 面 所	1 箇所	脱衣室内
厨 房	1 箇所	
医 務 室	1 箇所	静養コーナー 2 床

1 階 生活・居住ユニット

名 称	箇所・個数	備 考
居 室	24 床	内、ショートステイ、予備室
食堂兼ダイルーム	2 箇所	
便 所	6 箇所	個室 5 箇所
談話コーナー	2 箇所	
宿 直 室	1 箇所	
倉 庫	3 箇所	
リネン室	1 箇所	
シャワー室	2 箇所	
汚物処理室	2 箇所	
光庭	1 箇所	
洗濯室	1 室	

2 階 生活・居住ユニット

名 称	箇所・個数	備 考
居 室	45 床	内、ショートステイ 2 床
食堂兼ダイルーム	2 箇所	
便 所	14 箇所	全て個室
談話コーナー	4 箇所	
宿 直 室	2 箇所	
静 養 室	3 箇所	
倉 庫	4 箇所	
リネン室	1 箇所	
個室浴室	2 箇所	
汚物処理室	3 箇所	
大 浴 室	1 箇所	
特殊浴槽	1 台	
個 浴 室	1 箇所	
渡り廊下	1 箇所	全長 41m 巾 2.5m
ベランダ	1 か所	緊急時に使用

3階 生活・居住ユニット

名 称	箇所・個数	備 考
居 室	34 床	内、ショートステイ、予備室
食堂兼ダイルーム	2 箇所	
便 所	7 箇所	個室 4 箇所
談話コーナー	4 箇所	
宿 直 室	1 箇所	
作 業 室	1 箇所	
静 養 室	2 箇所	
倉 庫	4 箇所	
函 書 室	1 箇所	
リネン室	1 箇所	
浴 室	2 箇所	
汚物処理室	2 箇所	
大 浴 室	1 箇所	
個 浴 室	1 箇所	
洗 濯 室	1 箇所	
屋上広場	1 箇所	
ベランダ	1 か所	緊急時に使用

各階共通

名 称	数 量	備 考
中央廊下	3 箇所	巾 3.9m
ユニット内廊下	10 箇所	巾 2.7m
非常階段	3 箇所	屋内外階段 1 階～3 階
避難用具（非常袋）	2 箇所	2 階 3 階西側ベランダ

2, 訓練棟

名 称	箇所・個数	備 考
多目的室兼作業室	4 箇所 1 階 2 箇所 2 階 2 箇所	
昇 降 機	1 台	車椅子対応 6 人乗り
便 所	5 箇所	車椅子対応 3 箇所
手洗い場	1 箇所	
倉 庫	5 箇所	1 階 4 箇所 2 階 1 箇所
階 段	1 階～2 階	屋内・外階段
階段下倉庫	1 箇所	

3, 作業棟（かりん）

多目的室兼作業室	1 箇所	
便 所	2 箇所（女性 男性）	

手洗い場	1 箇所	
倉庫	1 箇所	

4, 地域交流ホーム

事務所兼相談室	1 階 1 箇所	
ダイニング	1 階 1 箇所	
交流室兼訓練研修室	1 階 1 箇所	
宿泊室 (和室 2・洋室 1)	2 階 3 箇所	
更衣・洗面室	2 階 1 箇所	
便所	1 階 (男女) 2 階(兼用)	
浴室	2 階 1 箇所	
倉庫	1 階 1 箇所	

当施設では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5, サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	2	1	1			2	
看護師	2	1		1		2	
生活支援員	34		24		10	29.1	
事務員	2	1			1	1.6	
嘱託医	1				1	1	

当施設では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（穴原荘は週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
看護師	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
生活支援員	① A番 (7:30~16:30) ② 早番 (8:00~17:00) ③ 日勤 (8:30~17:30) ④ B番 (9:00~18:00) ⑤ 遅番 (11:30~19:30) ⑥ 夜勤 (16:30~9:30)
事務員	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30)
医 師	嘱託医 (定期健康診断並びに健康相談業務等)

6, サービス提供の内容

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	ご利用者もしくはその家族が希望する生活やご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います。
日中活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ別の取り組みの中で、自立支援と日常生活に資するようご利用者の心身の状況に応じて支援します。 ・ご利用者が日常生活における適切な習慣を確立すると共に、社会生活への適応性を高めるようなあらゆる機会を通じて支援します。 ・社会経済活動に参加できるようにするため、心身の状況に応じて支援します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うと共に、排泄の自立に向けた適切な支援をします。
介 護	<p>ご利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等、生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>① 入浴 週4回以上（但し、必要に応じて適切に対応します。） 入浴を行わない日は、着替え等での対応となります。ご本人の状態や施設整備等の都合により、入浴ができない場合があります。</p> <p>② 起床・入床 起床時間（6：30 から 7：00） 入床時間（20：00 から 21：00） ご本人の意思を尊重します。</p> <p>③ 着脱衣 必要に応じて介助、確認します。</p> <p>④ 整容 毎食後の歯磨き援助、介助、確認。洗面の援助、介助、確認等個性を尊重した適切な整容を援助します。 生活のリズムを整えるような支援をします。</p>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師と支援員による疾病の防止・健康管理に努めます。 ・緊急時（救急車等利用が必要な際）は速やかに身元引受人に連絡を致します。必要により協力医療機関などに引き継がれます。 ・処方された薬は、ご利用者の状況により看護師が管理します。 ・受診が必要となった場合、速やかに身元引受人に連絡させていただきます。その際は、ご利用中止して頂いた上、原則として身元引受人の付き添いの上での通院をお願い致します。 ・ご利用時に体調不良が認められた際、及び発熱が認められた場合、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の疑いがある場合、急遽ご利用が出来なくなる可能性があります。 ・施設内にインフルエンザ、ノロウイルス等の感染者が認められた場合も同様、急遽ご利用が出来なくなる可能性があります。

創作的活動	・ 創作的活動の機会を提供します。
余暇活動	・ 施設の行事他、ご利用者の希望に応じ地域で潤いのある質の高い生活を送ることができるための支援を行います。
生産活動等	軽作業等の生産活動の機会を提供します。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部委託業者により、施設内で調理をした食事を提供します。 ・ 常に安全かつ衛生が保たれた環境の中で、ご利用者が毎日を喜んで楽しく、美味しく、栄養のバランスに配慮した食事を提供します。 ・ ご利用者の健康状態や障害の状態に応じた食事を提供します。 <p><食事時間></p> <p>朝食 8：00から 昼食 12：00から 夕食 17：30から</p> <p>* 食事時間や食事場所は行事その他ご本人の体調などにより変更する場合があります。 「上記食費以外について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご本人が希望する特別な食事代 ・ 外食費 	<p>食事代</p> <p>朝食 210円 昼食 310円 夕食 310円</p> <p>実費 実費</p>
日用品費	1日につき	210円
光熱水費	1日につき	310円
創作的活動・及びクラブ活動等	創作的活動及びクラブ活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	ご利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①保健衛生費 ②教養娯楽費等	実費
生産活動等	生産活動を行う際にかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに、係る費用を頂きます。	実費
地域生活に向けての支援に必要な諸経費	地域生活に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費

社会生活上の 便宜の供与等	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な行政機関等への手続き等についてご利用者またはご家族が行うことが困難な場合、ご利用者の同意を得て代行します。 施設では、必要な教養娯楽設備を整えると共に、施設での生活を実りあるものとするためレクリエーションや各種行事を企画します。 	実費
理美容	<ul style="list-style-type: none"> 施設内での移動理美容の他、施設外の理美容施設を使って実施します。 	実費
その他	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他のサービス提供について 	20 円/1 枚 200 円/1 部 実費

* 社会情勢などにより著しい物価などの変動があった場合には、料金を変更する場合があります。

* 食事が不要の場合は 7 日前までにお申し出ください。期日まで申し込みがあった場合、サービス利用契約書第 6 条第 4 項の規定により、食材費については、申し出があった日数について請求いたしません。

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。施設のサービス管理責任者及び担当支援員が作成し、ご利用者及び法定代理人もしくは身元引受人の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しも交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象サービス内容の料金

介護給付費・訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が介護給付費・訓練等給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費・訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 給食費

	朝 食	昼 食	夕 食
基本的な料金	210円	310円	310円

特別食の場合、特別料金をいただきます。

8, 利用料金支払い方法

(1) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容 (2) 介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(2) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金は、利用月の末日に締め、翌月 15 日迄に請求します。20 日迄にお支払ください。介護給付費・訓練等給付費対象外サービス内容支払については、重要事項に定められた金額により算定して請求します。

○支払い方法

- ・ 下記指定口座への振込みによりお支払い下さい。

清水銀行 八木間支店 普通預金 7093542

名義人 社会福祉法人玉柏会 理事長 うんのかずお 海野 和雄

施設は、ご利用者から利用料金の支払いを受けた時は、ご利用者に領収書を発行します。

9, ご利用者の記録及び情報の管理等

- (1) ご利用者へのサービス向上に関する施設におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、平日の午前 9:00～午後 5:00 です。

- (2) ご利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合はご利用者及び法定代理人・身元引受人の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10, 緊急時の対応

ご利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等行います。

緊急時対応医療機関	医療機関名：清水駿府病院 診療科：内科 精神科 担当医：鈴木光二郎 所在地：静岡市清水区日立町 17-8 電話番号：054-334-2424
-----------	--

11, 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当施設のご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 齊藤雅志 ・苦情解決責任者 濱崎宣雄 ・ご利用時間 9:00～17:00 (土日祝祭日を除く) ・電話番号 054-394-0311 ・F A X 054-394-0312
静岡市役所 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 静岡県静岡市追手町5番1号 ・電話番号: 054-221-1197(代)
運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地: 静岡県静岡市駿府町9-6 ・静岡県福祉サービス運営適正化委員会事務局 ・電話番号: 054-653-0840 ・F A X: 054-653-0840

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 齊藤雅志 ・ご利用時間 9:00～17:00 (土日祝祭日を除く) ・電話番号 054-394-0311 Fax 054-394-0312
------------------	--

12, 連携医療機関

(1) 嘱託医

医療機関の名称	清水駿府病院		
担当医名	鈴木光二郎		
所在地	静岡市清水区日立町 17-8		
電話番号	054-334-2424		
診療科	精神科・内科	入院設備	有

(2) 協力歯科機関

医療機関の名称	松下歯科		
代表者名	松下かおり		
所在地	静岡市清水区八木間町 1764		
電話番号	054-369-1100		
診療科	歯科	入院設備	無

13, 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・消火器 有 ・スプリンクラー 有 ・防火扉 有 ・煙探知機 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 5 日分） ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・自家発電機 有 ・可搬式ポンプ 有 ・消火栓 有 ・地震通報 有 ・救助袋（避難設備）有
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 12 回以上の避難・防災訓練を、ご利用者の方も参加して実施します。
防火管理者	防火管理者資格取得者
保険加入	事故・災害に備えて、保険に加入しています。 加入保険会社名：三井住友海上保険株式会社

14, 施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会等	<ul style="list-style-type: none"> ・平日及び行事などの際は必ず玄関よりお入り頂き、来荘者名簿にご記入の上、受付をしてください。 ・土日祝祭日及び夜間の際は、事前にお知らせください。 ・流感発生時等、体調の優れない方は、マスク着用及び手の消毒等、感染防止にご協力をお願いします。場合によっては、面会をご遠慮頂く場合がございます。
設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	指定された喫煙場所をお願いします。
医療機関の受診	医療機関への通院は原則ご家族の方をお願いします。受診が必要と判断した場合、速やかに身元引受人に連絡を致します。緊急時（救急車等の利用が必要な場合）につきましても、身元引受人に速やかに連絡・調整を致します。
貴重品の管理	貴重品は、ご利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできないご利用者につきましては希望により事業所にて管理を致します。
宗教活動・政治活動、営利活動	ご利用者の思想、信仰は自由ですが、他のご利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は禁止します。

15, 内容の変更

「重要事項説明書」の内容を変更または追加する場合は、重要事項説明書別紙を用いて変更し、ご利用者及び法定代理人もしくは身元引受人の同意を得ることとする。

指定障害者支援施設宍原荘のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

事業者 指定障害者支援施設 宍原荘
施設長 濱崎宣雄 印

施設住所 静岡市清水区宍原 362 番地

説明者職氏名 印

私は、本書面に基づいて施設から指定障害者支援施設宍原荘のサービス提供
及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

ご利用者様 住 所： _____
氏 名： _____ 印

法定代理人 住 所： _____
氏 名： _____ 印

身元引受人 住 所： _____
氏 名： _____ 印